

令和 7 年度
北いわて廃校等遊休資産活用セミナー
運営業務

業務仕様書

令和 7 年 9 月
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「業務仕様書（以下「仕様書」）という。」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 名称

令和 7 年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務

(2) 目的

市町村職員を対象に、人口減少・少子高齢化に伴い発生する廃校等遊休資産の利活用及び公共施設マネジメントに関するノウハウ及び事例情報を提供し、新しい地域課題解決手法や公共施設マネジメントの効率的な推進に向けた理解と意識の向上を図るセミナー等を実施する。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

(4) 委託料の上限額

1,602 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務の内容

(1) セミナー及びワークショップの実施

ア 対象者

北いわて（久慈市、二戸市、八幡平市、葛巻町、岩手町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町の 13 市町村）の市町村職員のうち、地域振興部署、教育関係部署及び総務管財部署を対象とする。

ただし、岩手県内の他の市町村職員が受講することは妨げない。

イ 実施方法・実施場所

実施方法は、原則として会場（対面）とする。また、会場設備及び講師調整に応じて、可能であればオンライン配信も行う。

実施場所は、北いわて地域の会議室等とする。

ウ カリキュラム

セミナーは、次の 4 つのテーマを扱うものとする。実施する順番は、講師・会場との調整のうえ、県との協議で決定する。

テーマ 1 廃校等利活用の概況と事例紹介

中山間地域における地域振興の視点の下で、全国の廃校利活用の活用状況や特徴的な事例を扱う。

講師は、廃校活用支援に取り組む実績を持ち、国制度及び全国の事例に関する優れた知識及び経験を持つ者を想定する。

テーマ 2 廃校等利活用のプロセス＋ワークショップ

廃校利活用までのプロセスの基本的な考え方や、地域との合意形成について扱う。また、質疑応答や参加者間の意見交換を行う。

講師は、廃校活用支援に取り組む実績を持ち、行政プロセス及び地域との合意形成に優れた知識及び経験を持つ者を想定する。

テーマ3 現地見学

実際に利活用に至った事例の現地見学を行い、設備投資状況や利活用までのプロセスを扱う。

見学先は、北いわて地域のほか、県内他地域及び青森県三八地域から、参加者の参考となる事例を選定する。

テーマ4 公共施設マネジメント

現存及び将来発生する廃校などの公的遊休資産の有効活用及び維持管理の効率化を扱う。

講師は、総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に登録されているアドバイザーなど、公共施設に係る方針の策定や維持管理コストの効率化に専門的な知識を持つ者を想定する。

エ その他の仕様

セミナーの実施にあたっては、1回に複数のテーマを扱うことも認めるが、セミナーの実施回数は少なくとも3回とする。

受託者は、県との協議のうえ、仕様に従って講師手配、会場手配、周知及び当日運営など、研修の運営の一切を行う。

(2) アンケートの実施

受講者に対して、アンケートを実施する。

(3) 実施報告書の作成

(1)及び(2)の実施結果をまとめた実績報告書を作成し、県に提出する。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、そ

の理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。